

通所介護サービス・第一号通所事業（介護予防通所介護相当）

サービス重要事項説明書・同意書

フロイデ総合在宅サポートセンター水戸河和田

<令和7年4月1日現在>

1、当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 029-257-1755（8時15分～17時15分まで）

担当 生活相談員 小澤 亜喜子

ご不明な点はなんでもおたずねください。

2、フロイデ在宅サポートセンター水戸河和田の概要

(1) 提供できる通所介護サービス・介護予防通所介護・第一号通所事業（介護予防通所介護相当）サービス（以下「サービス」という。）の種類と地域

- ・名称 フロイデ総合在宅サポートセンター水戸河和田
- ・所在地 水戸市河和田町2893
- ・介護保険指定番号 0870103710
- ・サービスを提供する対象地域
水戸市 ひたちなか市

(2) 当センターの職員体制

<職員別>

管理者

[1単位]

- ① 生活相談員
- ② 看護師又は准看護師
- ③ 介護職員
- ④ 機能訓練指導員
- ⑤ 調理員

(3) 当センターの設備の概要

- ① 定員 40名
- ② 食堂
- ③ 機能訓練室
- ④ 静養室
- ⑤ 相談室
- ⑥ 事務室
- ⑦ 台所
- ⑧ 浴室

(4) 営業日・営業時間

- ① 営業日 月曜日～日曜日

- ② 営業時間 8時15分～17時15分
- ③ 年間の休日 365日営業

3、サービスの内容

- ① 食事
- ② 入浴（利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ③ 介護
- ④ 機能訓練（レクリエーション等）
- ⑤ 相談援助サービス
- ⑥ 送迎

※ これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

4、料金

(1) 別紙「フロイデ総合在宅サポートセンター水戸河和田 通所介護・介護予防通所介護・第一号通所事業（介護予防通所介護相当）料金表」の通りです。

(2) 支払方法

毎月、10日以降に前月分の請求をいたしますので、20日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、窓口現金、銀行振込、郵便局引き落とし、I-NETの4通りの中からご契約の際に選べます。

5、契約の終了について

次の事項に当てはまる場合は契約を終了します。

- ① 利用者が亡くなられた場合
- ② 利用者からサービスの利用をやめたいとの意思表示がなされたとき
- ③ 利用者が当センターの職員や他の利用者に対して暴力をふるう等、サービスの利用を続けることが困難になった場合
- ④ 利用者が介護保険施設へ入所した場合
- ⑤ 60日以上連続してご利用が無い場合
- ⑥ 利用者の要介護区分が、非該当（自立）と認定された場合

6、サービス利用にあたっての留意事項

① 休まれる際には、原則として前日の17時00分まで、尚当日のお休みの連絡は午前8時15分までをお願いいたします。

電話番号 029-257-1755（センター直通 8時15分～17時15分まで）

☆お休みの連絡が当日の送迎開始時間（8時15分）までになかった場合は、キャンセル料としてまして通所介護サービス・介護予防通所介護・第一号通所事業（介護予防通所介護相当）サービスの1日利用分の介護保険請求における10割分と食材費をご負担いただくこともありますのでご注意ください。

② 自宅からの出発時、また午後のご帰宅の到着時には、身元引受人又はご家族のお立ち会いをお願い

いします。尚、当センターの送迎は玄関から玄関までが原則となっております。

- ③ 利用者がセンターを利用中に、身元引受人又はご家族がお出かけになる場合は、前もって緊急連絡先をお知らせください。
- ④ お迎え時間を前もってお知らせいたしておりますが、時間になりましたら持ち物をご用意の上、玄関にてお待ちください。その際、トイレ等は済ませておいて下さい。(尚、冬季はコタツ等の暖かい部屋でお待ちください。電源の切り忘れにご注意ください。)
- ⑤ 天候、その他交通事情によりましては、送迎時間が前後することもあります。あらかじめ、ご了承ください。
- ⑥ サービスの利用時は、緊急の場合以外は病院への外来受診、お薬をもらうことはできませんのでご遠慮ください。

※ 体調不良等により、サービスの継続が困難の場合は身元引受人にご連絡を致します。この場合、身元引受人又はご家族に来所いただき、帰宅もしくは外来受診をお願いすることとなります。緊急時(意識障害や外傷等)の場合は、当センターの判断で、救急車で対応をさせていただくことがあります。身元引受人への連絡が救急搬送後になる場合もありますのでご了承ください。体調不良のご連絡後又は、外来受診後のサービスの継続及び送迎は当事業所ではお受けできません。身元引受人又はご家族にお迎えをお願いすることになりますのでご了承ください。

※ 外来受診等により途中でサービスを中止した場合は、利用した時間の利用料と食材費をいただくこととなります。

- ⑦ 持ち物
連絡帳(契約日または利用開始時にお渡しいたします)をお持ちください。尚、持ち物にはお名前をご記入ください。
- ⑧ 金銭、貴金属等貴重品はお持ちにならないで下さい。
貴重品や多額の金銭は紛失等のトラブルの原因となりますので、持ち込まないようお願い致します。当センター内での金銭トラブルについては当センターでは責任を負いかねます。また、当センターでは金銭の管理の代行は行いません。
- ⑨ オムツ使用の方は、枚数を多めにご持参願います。当事業所の物を使用された場合は実費負担又は現物負担をお願い致します。
- ⑩ ご帰宅(到着)されましたら、持ち物のチェックをお願い致します。お忘れ物や余分な物がございましたら当事業所までご連絡ください。
- ⑪ 連絡帳は必ず内容をご確認ください。利用者について何か変わったことや、当事業所の職員に知ってもらいたいことなどがあれば連絡帳にご記入ください。連絡帳は原則、契約の際又は利用開始時にお渡しします。
- ⑫ 当事業所の利用にあたりましては、宗教活動や販売セールス勧誘等をご遠慮願います。
- ⑬ 食べ物のお持ち込みや、お持ち込みされた食べ物を他の利用者の方へ配布する行為は、栄養管理、衛生管理上の点からお断りいたします。
- ⑭ 火気の取り扱いは火災等の防止のため、施設内での喫煙等をご遠慮ください。

7、緊急時の対応方法

サービスの提供を行っているときに、利用者の体調等に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医または歯科医師と連携をとり、身元引受人または緊急連絡先へ連絡するとともに適切な措置を講じます。

8、身体的拘束等の禁止

- ① 事業者は、サービス提供に当たり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を原則行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとします。
- ② 前項ただし書きの規定に基づき、身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちにその日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、その他必要な事項について、サービス提供記録等に記録します。

9、高齢者虐待の防止

- ① 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。
 - ア. 虐待防止に関する責任者を選定しています。虐待防止に関する責任者：藤田拓巳
 - イ. 成年後見制度の利用を支援します。
 - ウ. 苦情解決体制を整備しています。
 - エ. 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

事業者は、サービス提供中に、介護事業所または擁護者（ご利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報します。

10、非常災害対策

(1) 利用者の緊急時における対応

サービスの実施中に利用者の体調等に急変及びその他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡するなどの措置を講じるとともに管理者に連絡します。

(2) 建物、設備等の対策

- ① 緊急非常時 管理者は施設の消防計画に準拠し、火災、水害、その他非常災害による被害を防止するため、必要な対策を講じます。
- ② 防災設備 事業所内各所に消火器を設置してあります。
- ③ 防火訓練 年2回の避難訓練を実施しています。

11、事故発生時の対応

利用者に対するサービスにより事故が発生した場合は、速やかに市町村、身元引受人又は利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに賠償を行い、原因解明と再発防止の対策を講じます。

12、サービス内容に関する苦情

① 当事業所ご利用相談・苦情担当

担当 生活相談員 小澤 亜喜子 電話 029-257-1755 FAX 029-291-8311

※要望や苦情を上記生活相談員以外に設置されているご意見箱をご利用いただけます。

※苦情担当者は苦情対応マニュアルに基づき対応します。

② その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名 水戸市 介護保険課 電話 029-232-9177

ひたちなか市 介護保険課 電話 029-273-0111

茨城県 保健福祉部 長寿福祉課 電話 029-301-3332
茨城県国民健康保険団体連合会 電話 029-301-1565

13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

・実施；無

14. その他

サービスの提供開始にあたり、利用者に対し契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 医療法人博仁会

事業所 フロイデ総合在宅サポートセンター水戸河和田

通所介護・第一号通所事業（介護予防通所介護相当）

所在地 水戸市河和田町 2893

代表者 理事長 鈴木 邦彦 ㊞

説明者

所属 フロイデ総合在宅サポートセンター水戸河和田

氏名 生活相談員 小澤 亜喜子 ㊞

私は、契約書および本書面により、事業者からのサービスについての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始、並びにサービス担当者会議等での必要な個人情報の利用に同意いたします。

利用者

住所

氏名

㊞

(身元引受人)

住所

氏名

㊞